

感 発 0 9 2 5 第 4 号  
令 和 5 年 9 月 2 5 日

各 { 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 } 殿

厚生労働省健康・生活衛生局  
感 染 症 対 策 部 長  
( 公 印 省 略 )

#### 感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について

感染症発生動向調査事業については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について」（平成11年3月19日健医発第458号）により行われているところである。

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第118号）が公布・施行され、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第14条第2項の指定届出機関による都道府県知事への届出を要することとされたことに伴い、同通知の別添「感染症発生動向調査事業実施要綱」について、別紙のとおり改正し、令和5年9月25日から適用することとしたので、その内容を了知の上、関係各所への周知を図られたい。